

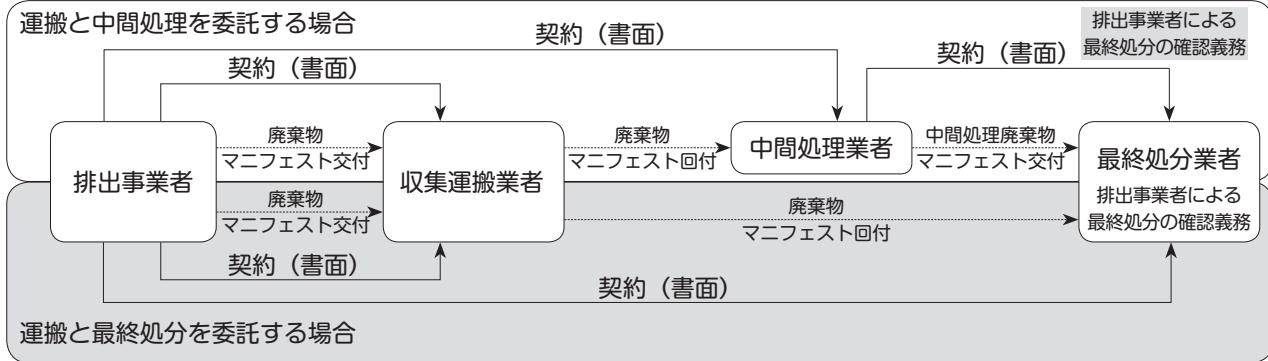
7 産業廃棄物の処理委託

排出事業者が産業廃棄物の処理（収集運搬又は処分）を他人に委託するときは、次の委託基準に従って、許可を持っている処理業者へ適正に委託しなければなりません。

また、産業廃棄物の処理を委託する場合には、委託した産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分までの処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

なお、産業廃棄物の中間処理を委託する場合は、中間処理後の産業廃棄物が最終処分（再生）されたことを確認しなければなりません。

委託の流れ



(1) 委託の基準 (令第6条の2、令第6条の6)

委託基準

(1) 委託しようとする内容がその事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類、積替え又は保管の有無、処分又は再生の方法）に含まれている者に委託すること。→許可証により確認のこと。（青森市及び八戸市を除く青森県内の「産業廃棄物処理業者」は、青森県ホームページ「環境保全ページ」に掲載しています。）
(<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/hozanka.html>)

また、現地確認により施設（埋立の場合は残余容量）を確認するよう努めること。

- ①産業廃棄物の収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬業許可業者
- ② " の処分 → " 処分業許可業者
- ③特別管理産業廃棄物の収集運搬 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者
- ④ " の処分 → " 処分業許可業者

(2) 委託契約は次の必要事項を満たした書面により行い、許可証等の写しを添付すること。

（収集運搬業者、処分業者の各々と二者契約によること。ただし、双方の許可を持っている業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合はこの限りでない。）

なお、委託契約書は契約期間が終了した日から5年間保存すること。

- ①委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - ②産業廃棄物の運搬の委託
 - ア 運搬の最終目的地の所在地
 - イ 積替え又は保管を行うときは、その場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限
 - ウ 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合することの許否
 - ③産業廃棄物の処分又は再生の委託（中間処理産業廃棄物が発生する場合は、最終処分について同様に記載すること。）
 - ア その処分又は再生の場所の所在地
 - イ その処分又は再生の方法
 - ウ その処分又は再生に係る施設の処理能力
 - ④委託契約の有効期間
 - ⑤契約金額（適正な委託金額）
 - ⑥受託者である産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の範囲
 - ⑦受託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項
 - ア 性状及び荷姿
 - イ 腐敗、揮発等の性状の変化
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - エ 廃パソコン、廃テレビ等の廃棄物にJIS C 0950号に規定する含有マークが付されていれば、その含有マークの表示
 - オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合はその旨
 - カ その他取り扱い上の注意
 - ⑧委託契約の有効期間中に⑦の情報に変更があった場合の情報の伝達方法に関する事項
 - ⑨業務終了時の報告に関する事項
 - ⑩委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項
- (3) 特別管理産業廃棄物の委託の場合、委託の前に、あらかじめその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱う際の注意事項に関して文書で通知すること。

再委託基準（令第6条の12、令第6条の15）

- (1) 産業廃棄物処理業者が受託した廃棄物の処理を再委託しようとする場合には、再委託先の氏名又は名称等及び再委託の内容が事業の範囲に含まれていることを確認し、書面によりあらかじめ排出事業者の承諾を受けること。（承諾書は5年間保管のこと）
再委託承諾書の記載事項：①委託した産業廃棄物の種類及び数量（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨）②受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号③承諾の年月日④再受託者の氏名又は名称、住所及び許可番号
(2) 再受託者に産業廃棄物を引き渡す際には、前述の委託契約書の必要事項を記載した文書も交付すること。
(3) その他は委託基準の例によること。

※ 再委託は1回限り認められており、再々委託はできません。再委託は不適正処理される場合が多いため、やむを得ない場合以外は行わないようにしましょう。

なお、特別管理産業廃棄物の再委託の場合には、さらに再受託者に対して、あらかじめその種類、数量、性状、荷姿及び取り扱いの注意事項に関する文書で通知しなければなりません。

委託するときの注意事項（規第8条の4の2第6号）

(1) 産業廃棄物（又は特別管理産業廃棄物）処理委託契約で提示する項目（例）

- ① 産業廃棄物の性状
(例：液状、粘液状、水アメ状、液状残さ固着、スラリー状、泥状、粉粒状、塊状、固化状、成形品、その他)
② 産業廃棄物の荷姿
(例：ドラム缶、金属缶、プラスチック容器、ガラス容器、紙容器、タンクその他)
③ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化
(例：引火性、自然発火、爆発性、揮発性、毒性、腐食性、悪臭、刺激性、重合・反応性、感染性、その他)
④ 関連法規（毒物及び劇物取締法、消防法）
⑤ 参考資料（サンプルの有無、写真、分析成績表、産業廃棄物の種類毎の明細表）
⑥ 容量等（容器の容量、容器の状態、空容器の処理方法）
⑦ 収集運搬（収集運搬方法、車種、積載量）
⑧ 要望事項

(2) 廃棄物データシートの項目

- ① 排出事業者
② 廃棄物の名称
③ 廃棄物の組成・成分情報
④ 廃棄物の種類
⑤ 特定有害廃棄物
⑥ P R T R 対象物質
⑦ 水道水源における消毒副生成物・前駆物質
⑧ その他含有物質
⑨ 有害特性
⑩ 廃棄物の物理的性状・化学的性状
⑪ 品質安定性
⑫ 関連法規
⑬ 荷姿
⑭ 排出頻度・数量
⑮ 特別注意事項
⑯ その他の情報

(3) 容器貼付ラベル（例）

産業廃棄物を判別するために、右のようなラベルを作成することが考えられます。

産業廃棄物	
排出事業者	
廃棄物名	
管理番号	
受渡予定日	年 月 日
数量	個口、
取扱い注意事項	
処分業者	
連絡先	

委託するときはマニフェストを使用（法第12条の3、法第12条の5）

産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の引渡しと同時に、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとにマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付することが義務付けられています。

マニフェストは産業廃棄物の引き渡しの際に排出事業者が処理業者に渡す複写式の伝票のことで、事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握することができるようになります。また、処理業者に産業廃棄物の性状等についての情報を正確に伝えることにより産業廃棄物の処理過程での事故の防止や適正な処理が図られます。

（中間処理産業廃棄物についても、最終処分されたことをマニフェストにより確認することが義務付けられています。）

また、電子マニフェストの制度があります。電子マニフェストは、事務の効率化や記載漏れ防止等による法令の遵守等に役立ちます。

【電子マニフェストの一部使用義務化について】

令和2年4月1日施行の改正廃棄物処理法により、前々年度における特別管理産業廃棄物（廃PCB、PCB汚染物及びPCB処理物を除く。以下同じ。）の発生量が50トン以上の事業場を設置する事業者が特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されることとなりました。

電子マニフェストを使用する場合、事前にJWNETへの登録が必要となります。

【電子マニフェストの加入申込み先】

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JWNET）

TEL 0800-800-9023 FAX 03-5275-7112

ホームページ <https://www.jwnet.or.jp>

委託後は (法第12条の3、法第12条の5)

1 処理の確認

契約書どおり処理が行われたかを確認しましょう。マニフェストの写しの送付は運搬又は処分が終了した日から10日以内です。（電子マニフェストの場合は、3日（土日祝、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）以内に情報処理センターに報告が必要です。）

2 記録保存

委託・処理状況について記録を整理しマニフェストを5年間保存しなければなりません。

3 知事等への報告等

(1) 措置内容等報告

マニフェスト交付者は、次の場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに30日以内に県（青森市内の交付者は青森市、八戸市内の交付者は八戸市）に報告する必要があります。

① マニフェスト交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬又は処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。

② マニフェストの交付の日から180日以内に中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。

③ 必要事項が記載されていないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき。

④ 産業廃棄物処理業者から、委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合であって、当該業者からマニフェストの写しの送付又は情報処理センターからの通知を受けないとき。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況報告

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）のマニフェストの交付状況を当該年度の6月30日までに県（青森市内の事業場に関するものは青森市、八戸市内の事業場に関するものは八戸市）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要がありません。

4 罰則等

委託基準やマニフェストに係る義務に違反したり、マニフェスト交付者が講すべき必要な措置（3.(1)措置内容等報告）を講じなかった場合には排出事業者に対し措置命令が発出されることがあります。

また、上記違反等については法律による罰則が規定されています。（P49参照）

優良産廃処理業者認定制度の活用 (法第14条第2項及び第7項、法第14条の4第2項及び第7項)

○優良産廃処理業者認定制度とは（令第6条の9第2号及び第6条の14第2号）

通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県等が審査して認定する制度です。

優良認定業者は、遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる産廃処理業者であるといえます。

また、優良認定業者は本制度に基づいて産業廃棄物処理状況や施設処理能力等の情報を公表しているため、産廃処理業者の信頼に値するかどうかを十分に見極めた上で委託先を選定することができ、産業廃棄物の処理に関するコンプライアンスの確保につながります。

1 認定の基準

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるためには、以下の基準に適合することが必要です。

- ・実績と遵法性
- ・事業の透明性
- ・環境配慮の取組
- ・電子マニフェスト
- ・財務体質の健全性

2 優良認定業者の情報

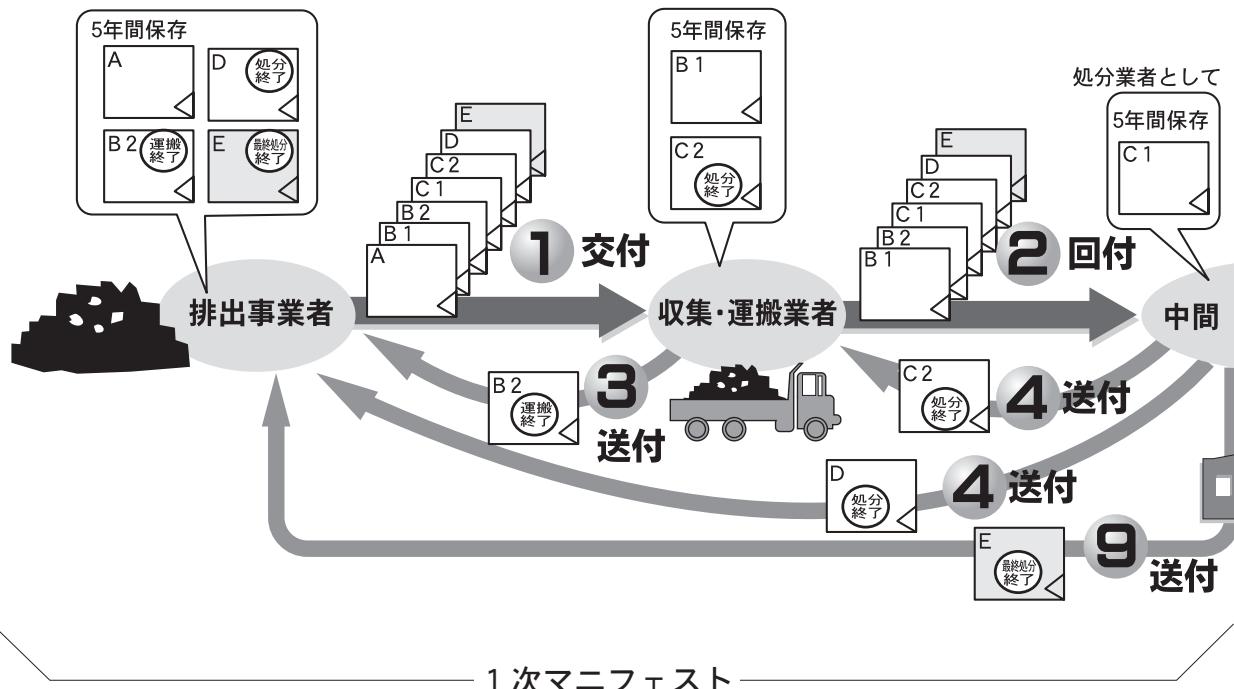
優良認定業者の情報は、産廃情報ネット、優良さんぽいナビ等で検索することができます。

※産廃情報ネット (<https://www2.sanpainenet.or.jp/>)

※優良さんぽいナビ (<http://www3.sanpainenet.or.jp/>)

(2) マニフェストシステム（法第12条の3）

①紙マニフェストの流れ



(1) 1次マニフェストの流れ

① マニフェスト交付時（排出事業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）

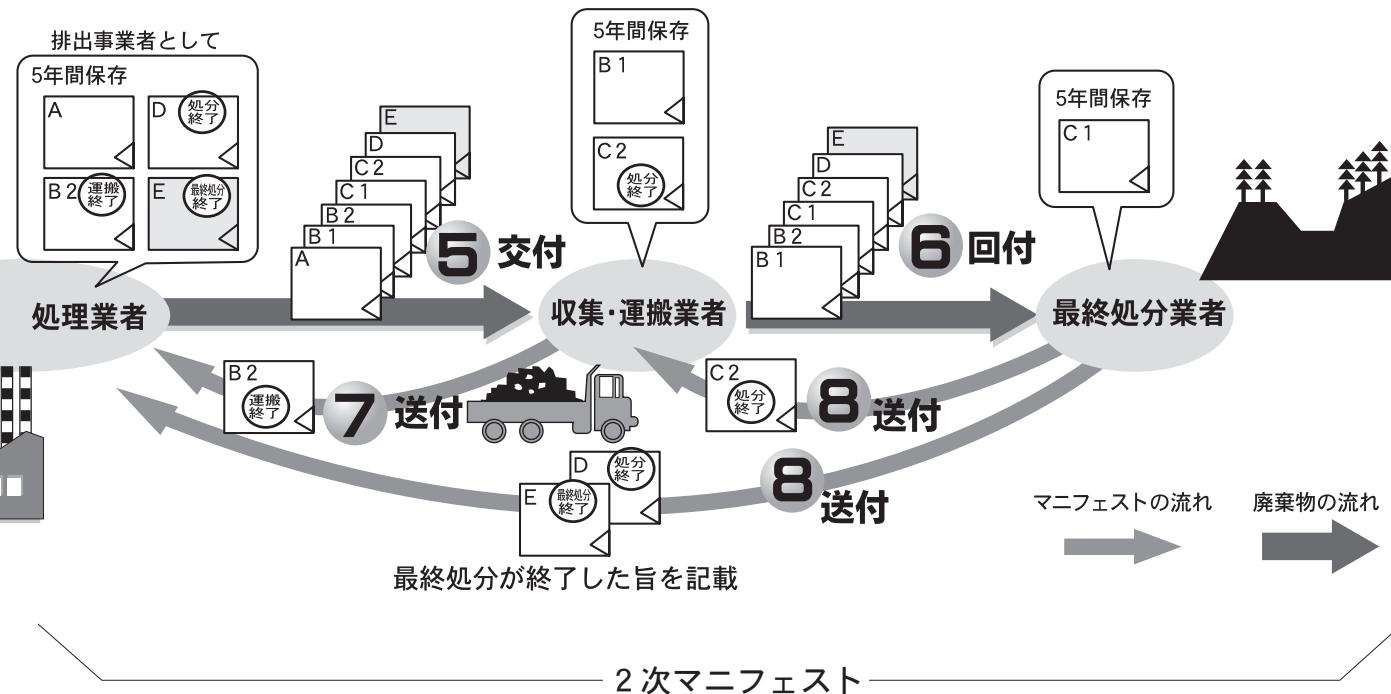
- 排出事業者は、7枚複写のマニフェスト（A、B1、B2、C1、C2、D、E票）に必要事項を記載し、収集運搬業者に、廃棄物とマニフェストを提示する。
- 収集運搬業者は、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、マニフェストの「運搬の受託」の欄に受託者の氏名又は名称及び運搬担当者の氏名を記入する。
- 排出事業者は、廃棄物及びマニフェストB1票以下6枚を収集運搬業者に引渡すとともに、マニフェストA票を控えとして保存する。
※ 収集運搬を再委託した場合、「運搬受託者」の欄には再委託した収集運搬業者の名称等を記載する。この場合、「備考・通信欄」には当初委託した収集運搬の名称等を記載する。
- ※ 収集運搬業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

② 運搬終了時（収集運搬業者から中間処理業者への廃棄物引渡し時）

- 収集運搬業者は、中間処理業者に廃棄物とマニフェストを提示する。
- 中間処理業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、中間処理業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称を記入する。（平成17年9月30日付け環廃対発第05093004号、環廃産発第05093005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）
- 収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC1票以下4枚を中間処理業者に引渡すとともに、マニフェストB1票を控えとして保存、マニフェストB2票を運搬終了後10日以内に排出事業者に送付する。
- 排出事業者は、控えのA票と、送付されたB2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
※ 処分を再委託した場合、①の収集運搬を再委託した場合に準じて記載する。
- ※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ※ 中間処理業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。

③ 中間処理終了時

- 中間処理業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」の欄にその日を記入する。
- 中間処理業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC2票を収集運搬業者に、D票を排出事業者に送付するとともに、C1票を保存する。
- 収集運搬業者は、控えのB1票と、送付されたC2票を照合・確認し、B1票に必要事項を記入する。
- 排出事業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
※ 中間処理業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。



(2) 2次マニフェストの流れ

- ④ マニフェスト交付時（中間処理業者から収集運搬業者への廃棄物引渡し時）
 - 中間処理業者が処分委託者（排出事業者の立場）として、2次マニフェストを交付する（運用は左記(1)の①に同じ）。
 - ※ 廃棄物を引渡すまでに、交付した2次マニフェストごとの交付年月日、交付番号及び2次マニフェストごとの1次マニフェストの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を帳簿に記載する。
 - ※ 収集運搬業者はマニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- ⑤ 運搬終了時（収集運搬業者から最終処分業者への廃棄物引渡し時）
 - 収集運搬業者は、最終処分業者に廃棄物とマニフェストを提示する。
 - 最終処分業者が、廃棄物とマニフェストの記載内容が一致していることを確認した後、収集運搬業者は「運搬終了年月日」の欄にその年月日を記入し、最終処分業者は「処分の受託」の欄に受託者の氏名又は名称を記入する。
 - 収集運搬業者は、廃棄物及びマニフェストC 1票以下4枚を最終処分業者に引渡すとともに、マニフェストB 1票を控えとして保存、マニフェストB 2票を運搬終了後10日以内に中間処理業者に送付する。
 - 中間処理業者は、控えのA票と、送付されたB 2票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 収集運搬業者は、交付されたマニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
 - ※ 最終処分業者は、マニフェストの交付を受けない場合、廃棄物の引渡しを受けてはならない。
- ⑥ 最終処分終了時
 - 最終処分業者は、処分を終了したときはマニフェストの「処分終了年月日」及び「最終処分終了年月日」の欄にその日をまた、「最終処分を行った場所」の欄に名称等をそれぞれ記入する。
 - 最終処分業者は、処分終了後10日以内に、マニフェストC 2票を収集運搬業者に、D票・E票を中間処理業者に送付するとともに、C 1票を保存する。
 - 収集運搬業者は、控えのB 1票と、送付されたC 2票を照合・確認し、B 1票に必要事項を記入する。
 - 中間処理業者は、控えのA票と、送付されたD票を照合確認し、A票に必要事項を記入する。
 - ※ 最終処分業者は、マニフェストごとの交付者氏名又は名称、交付年月日、交付番号を交付されてから10日以内に帳簿に記載する。
- ⑦ 最終処分終了確認時
 - 中間処理業者は、委託したすべての廃棄物の最終処分が終了した報告（2次マニフェストのE票）を受けたときは、最終処分が適正に終了したことを確認の上、1次マニフェストのC 1、E票に最終処分を行った場所の所在地・名称、最終処分終了日を記入するとともに、2次マニフェストのE票受領から10日以内に、1次マニフェストのE票を排出事業者に送付する。
 - 排出事業者は、控えのA票と、送付されたE票を照合・確認し、A票に必要事項を記入する。

②紙マニフェストの記入のしかた

1 化学系特別管理産業廃棄物の場合

1次・直行用マニフェスト（7枚複写）

2 中間処理業者が排出者になる場合（帳簿記載のとおり）2次・直行用マニフェスト（7枚複写）

3 建設系廃棄物の場合

1次・直行用マニフェスト（7枚複写）

※建設系廃棄物には、専用の
「建設系廃棄物マニフェスト」
もあります

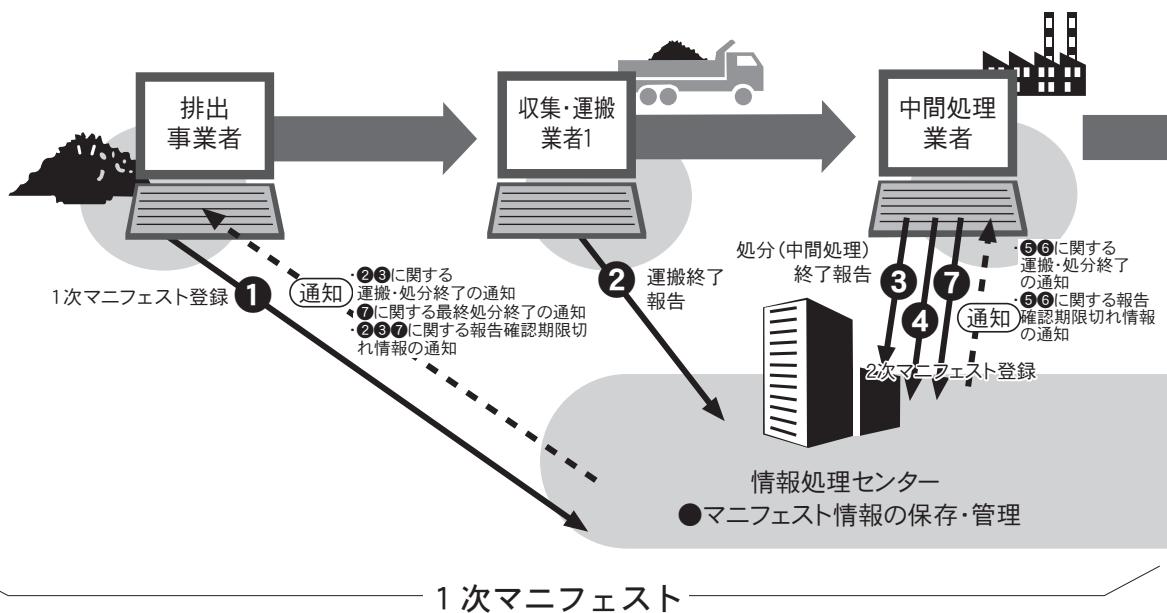
4 中間処理業者が排出者になる場合（すべて記入式）

2次・直行用マニフェスト（7枚複写）

斜線部は、A票では記入の
必要がありません。

「B2票」「D票」「E票」が
送付された時は、
速やかに開会確認!

③電子マニフェストの流れ（法第12条の5）



(1) 1次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者1への廃棄物引渡し後]

① 1次マニフェスト情報の登録



排出事業者は、廃棄物を引渡した後3日以内に産業廃棄物の種類ごと及び行き先（処分事業場等）ごとに登録

[中間処理業者への運搬終了後]

② 運搬終了報告



収集・運搬業者1は、運搬が終了した後3日以内に、情報処理センターへ運搬が終了した旨を報告

※運搬終了報告の通知



情報処理センターは、運搬終了報告を受けた場合、排出事業者に運搬が終了した旨を通知

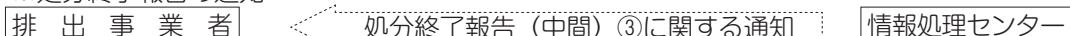
[中間処理終了後]

③ 処分終了報告（中間）

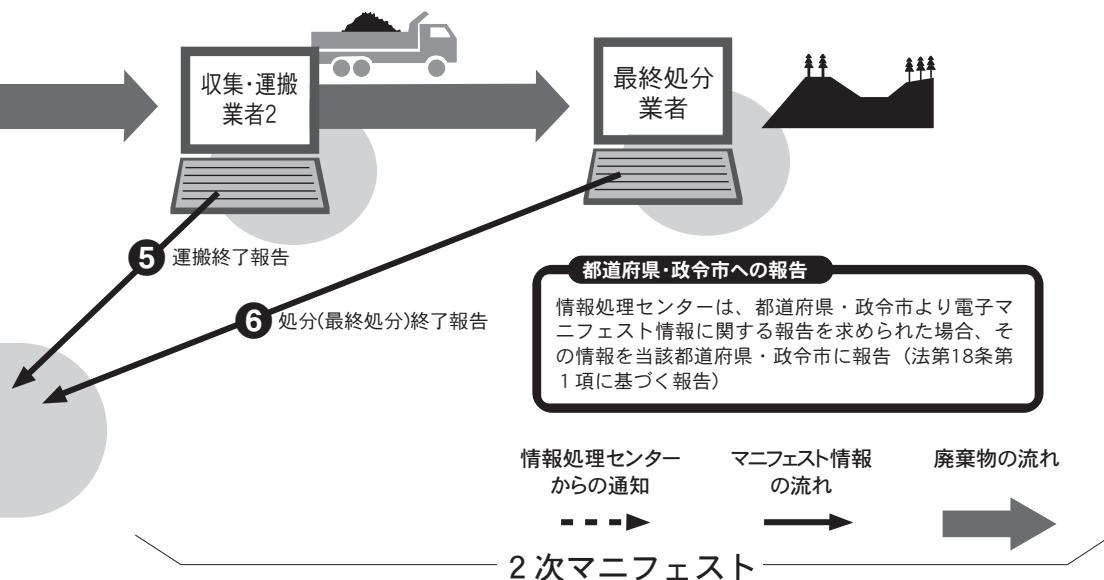


処分業者は、処分が終了した後3日以内に、情報処理センターへ処分が終了した旨を報告

※処分終了報告の通知



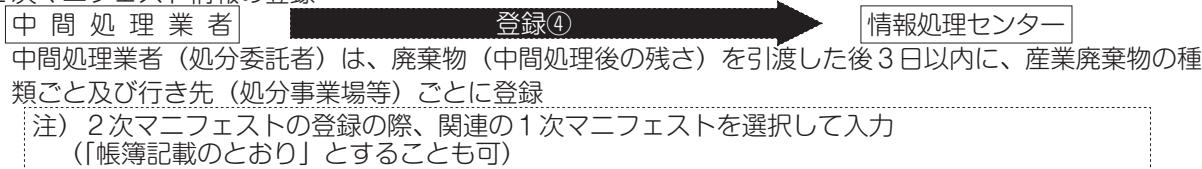
情報処理センターは、処分終了報告（中間）を受けた場合、排出事業者に中間処理が終了した旨を通知



(2) 2次マニフェストの流れ

[収集・運搬業者2への廃棄物引き渡し後]

④ 2次マニフェスト情報の登録

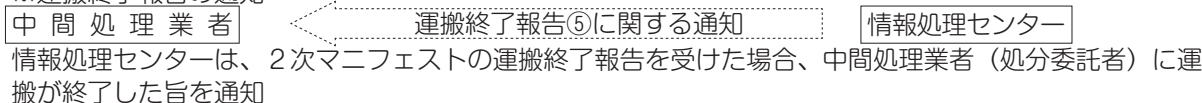


[最終処分業者への運搬終了後]

⑤ 2次マニフェストの運搬終了報告



※運搬終了報告の通知



[最終処分終了後]

⑥ 処分終了報告（最終）



※処分終了報告の通知



⑦ 最終処分終了報告の確認



※最終処分終了報告の通知

